

令和5年度第1回第18期横浜市文化財保護審議会次第

日時：令和5年7月21日（金）

午後6時から

場所：横浜市役所18階会議室

開 会

1 会長あいさつ

2 生涯学習担当部長あいさつ

3 議事

(1) 令和5年度文化財保護審議会及び部会の日程（案）について……資料1

4 報告事項

(1) 令和5年4月現在の市内指定文化財等について……………資料2

(2) 令和5年度文化財関連事業について……………資料3

(3) 横浜郵船ビルにおける横浜市指定有形文化財等指定申出書の取下げについて……………資料4

5 その他

(1) 文化財保存・活用に係る情報共有……………資料5

閉 会

令和 5 年度 第18期横浜市文化財保護審議会及び部会日程（案）

項 目		令和 5 年						令和 6 年			
		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
文化財保護審議会			● 第 1 回 (7/21)			● 第 2 回 (審議・答申・意見聴取)			● 第 3 回 (意見聴取)		
部 会	指定・登録候補絞り込み		●								
	指定・登録候補調査		—	—	—						
	指定・登録候補審議 (1～3回程度)		—	—	—						
	指定・登録調書作成 (担当委員)	—	—	—	—						
	その他調査等					随時					
指 定 （ 事 務 局 ） 手 続 き	教育委員会会議						● (議決)				
	所有者等との調整	—	—	—	—						
	記者発表						● (教育委員会会議終了後)				
	指定・登録告示						● (市報登載)				
普及啓発事業										指定・登録文化財展	

令和5年4月現在の市内指定文化財等

(令和5年4月1日現在)

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	17	5	31	39	1	93
		石造建造物	0	1	6	0	2	9
	美術工芸品	絵画	11(1) ^{※1}	14	18	0	0	43
		彫刻	9	15	36	0	0	60
		工芸品	17	15	12	0	0	44
		書跡・典籍	17(2)	2	11	0	0	30
		古文書	2	2	7	0	0	11
		考古資料	1	9	7	0	1	18
		歴史資料	5	0	6	0	4	15
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	1 ^{※2}	0	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	2	6	0	13	21	
	無形の民俗文化財	0	4	9	0	3	16	
記念物	遺跡(史跡)	5	3	7	0	75	90	
	名勝地(名勝)	2	0	1	3	0	6	
	動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	6	12	0	0	19	
文化的景観		0	-	-	-	-	-	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	-	
選定保存技術		1 ^{※3}	0	0	-	-	1	
計		89(3)	78	169	42	99	477	

※1 ()は内数で国宝

※2 無形文化財は、「能シテ方」保持者1名(大坪喜美雄)

※3 国選定保存技術は、「甲冑修理」保持者1名(西岡文夫)

【参考】令和4年度 指定・登録文化財等

種別	名称	員数	所有者(保持者)	所在	指定等年月日
国重要無形	能シテ方	—	大坪 近司 (芸名 大坪 喜美雄)	港南区	令和4年10月31日
国選定保存技術	甲冑修理	—	西岡 文夫	鶴見区	令和4年10月31日
市指定有形	永勝寺如来堂	1棟	永勝寺	戸塚区	令和4年9月5日
市指定有形	岩田家住宅	1棟	個人	中区	令和4年12月15日
市指定有形	木造地藏菩薩坐像	1軀	薬王寺	金沢区	令和4年12月15日
市指定 天然記念物	正安寺のイヌマキ	1本	正安寺	栄区	令和4年12月15日
市登録史跡	本牧十二天緑地	—	国・横浜市	中区	令和4年12月15日

報告事項(2)
令和5年度文化財関連事業について



令和5年度

事業概要(抜粋)

教育委員会

目 次

令和5年度教育委員会事務局 運営方針	1
令和5年度教育予算の考え方	5
教育予算について	6
市立学校の学校数等	6
1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進	
(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現・教育DXの推進 ～コラム～ 新たな教育センター「(仮称)スマート教育センター」の整備	7
(2) 新たな時代に向けた高校教育の推進	
(3) 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	
(4) 特別支援教育の推進	
(5) 福祉・医療等との連携による支援の充実	
2 とともに未来をつくる力の育成	
(6) 英語教育の充実及び国際理解教育の推進 ～コラム～ SDGs達成の担い手育成推進事業 ～コラム～ キャリア教育実践プロジェクト事業	15
3 豊かな心の育成	
(7) 人権尊重の精神を基盤とした教育活動の推進と豊かな心の育成	17
(8) 安心して学べる学校づくり	
4 健やかな体の育成	
(9) 小学校等給食の管理運営	19
(10) 中学校給食(デリバリー型)の推進 ～コラム～ 令和8年度にみんなで食べる「全員給食」がスタート	
(11) 学校保健	
(12) 学校体育	
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	
(13) 多様な主体とつながる教育の充実 ～コラム～ 通学路の交通安全対策	24
6 いきいきと働き、学び続ける教職員	
(14) 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	25
7 教職員人件費等	
(15) 教職員人件費等	26
8 市立学校の運営	
(16) 学校管理・運営費 ～コラム～ 小中学校における再生可能エネルギー地産地消の拡大	27
9 安全・安心でより良い教育環境	
(17) 学校施設の計画的な建替え	29
(18) 安全・安心な施設環境の確保	
(19) 学校規模・通学区域の適正化 ～コラム～ 森林環境譲与税の活用	
10 市民の豊かな学び	
(20) 生涯学習の推進	33
(21) 横浜の歴史に関する学習の場の充実	
(22) 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進 ～コラム～ 図書館サービスの充実	
令和5年度 教育予算総括表	37

令和5年度 教育委員会事務局 運営方針

I 基本目標

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成

II 目標達成に向けた施策

「横浜市中期計画 2022～2025」が掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するために、「第4期横浜市教育振興基本計画」を着実に推進し、未来を担う子どもの教育の充実に取り組みます。

「第4期横浜市教育振興基本計画」で定めた、「一人ひとりを大切に」、「みんなの計画・みんなで実現」、「EBPM（エビデンスに基づく政策形成）の推進」の3つの視点に基づき、一人ひとりの成長に焦点を当てた教育政策を展開し、横浜教育ビジョン 2030 で掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指します。

◇「横浜市中期計画 2022～2025」・「第4期横浜市教育振興基本計画」の施策や取組の着実な推進

1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善を推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。また、「横浜市学力・学習状況調査」の改訂・実施による児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びの把握と調査結果の学びへの活用推進、非認知能力（社会情動的コンピテンシー）の研究や1人1台端末の安定的な運用などの教育DXを推進します。

多様な学びの場の提供・充実や教職員の専門性の向上等により、特別支援教育を推進します。また、増加する不登校児童生徒や日本語支援が必要な児童生徒への支援を充実させるとともに、子どもの貧困対策の推進・教育相談の充実など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

市立高校において、各校の特色ある取組を発展させ、魅力ある高校づくりを引き続き行うとともに、世界で活躍することができる人材を育成します。

<主な事業・取組>

- 横浜市学力・学習状況調査の実施・調査結果の活用 **㊤政策5施策2**
- 教育用ネットワークの安定的な運用、ICT支援員派遣、新たな教育センターの整備、非認知能力（社会情動的コンピテンシー）調査研究の実施 **㊤政策5施策2**
- 就学・教育相談の実施、特別支援学校に通う児童生徒の通学支援、小・中・特別支援学校等における医療的ケア支援の充実 **㊤政策5施策4** **㊤政策13施策2**
- 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実、日本語支援拠点施設の運営や国際教室の設置、就学援助や高等学校奨学金の支給 **㊤政策5施策4** **㊤政策11施策2**
- 特色ある高校教育、グローバル教育・サイエンス教育の推進 **㊤政策5施策2** **㊤政策5施策3** など

2 ともに未来をつくる力の育成

グローバル社会で活躍し、地球規模の課題の解決に向けてあらゆる人々の多様性を尊重し、協働・共生できる人材を育成します。小・中・高等学校12年間で一貫した英語教育を推進するとともに、国際理解教育を推進し、世界で活躍するための能力や態度の育成を図ります。持続可能な社会の創り手を育成するため、SDGs達成の担い手育成（ESD）と「自分づくり（キャリア）教育」を一体的に推進します。

<主な事業・取組>

- 英語指導助手（AET）の配置（全小・中・義務教育学校・高等学校及び一部の特別支援学校）**㊤政策5施策3**
- 国際理解教室等の実施 **㊤政策5施策3**
- 海外大学進学支援プログラムの実施、海外姉妹校等との国際交流 **㊤政策5施策3**
- 「横浜市ESD推進コンソーシアム」を中心とする連携によるESDの推進
- はまっ子未来カンパニープロジェクトの取組 など

3 豊かな心の育成

教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけるとともに、あらゆる差別をなくすために行動できる児童生徒の育成を図ります。いじめの防止や早期解決に向けた体制の充実を図るとともに、様々な課題に対する相談・支援体制の強化に取り組みます。

<主な事業・取組>

- 人権教育・道徳教育の推進
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用推進 **㊤政策5施策5**
- いじめ防止対策にかかる外部専門家派遣・関係機関との連携、いじめの未然防止に係る取組・啓発 **㊤政策5施策5**
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・支援の質向上 **㊤政策5施策5** など

4 健やかな体の育成

良質で安全な小学校等給食を実施します。中学校給食（デリバリー型）を実施し、食材の充実を図りながら、生徒にとって魅力的なメニューを提供します。中学校給食の魅力を発信するプロモーションや中学校給食推進校の取組により、中学校給食の利用を原則とした、新しい横浜の中学校給食の実現に向けた準備を進めます。また、児童生徒等の健康の保持・増進や学校保健の推進、児童生徒の体力向上のための取組を推進します。

<主な事業・取組>

○安全・安心で質の高い中学校給食の提供、デリバリー方式による供給体制の確保に向けた準備

Ⓜ政策5 施策1

○小学校等の給食にかかる管理運営、食育の推進

○二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）による教室の換気対策

○ゲーム障害・ネット依存に関する教職員向けの研修や講演会の推進、学校教材用リーフレットによる依存症の予防・啓発 Ⓜ政策14 施策5

○体力・運動能力調査を踏まえた健康増進と豊かなスポーツライフの実現に必要な資質・能力の育成

○歯科保健教育の推進 Ⓜ政策7 施策5 など

5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働し、子どもの学びや育ちを支えます。

<主な事業・取組>

○学校運営協議会や地域学校協働活動の推進 Ⓜ政策6 施策2

○関係機関との連携による交通事故データ等を活用した通学路の交通安全対策 Ⓜ政策28 施策3

○福祉・医療等との連携による子どもの支援の充実 など

6 いきいきと働き、学び続ける教職員

誇りや使命感に満ちた信頼される優秀な教職員を確保・育成していきます。また、教育委員会事務局と学校が一体となって働き方改革を推進し、教職員が学ぶ時間を確保することで教職員がやりがいを感じながら、心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境を整えます。

<主な事業・取組>

○一次試験の地方会場（大阪）設置、大学3年生を対象とした新たな特別選考、英語能力加点制度の拡充等を通じた教員採用試験の受験機会の拡大 Ⓜ政策6 施策1

○職員室業務アシスタントの配置（全小・中・義務教育学校に1名、一部の学校で追加1名）

Ⓜ政策6 施策1

○学校業務のアウトソースの推進 Ⓜ政策6 施策1

○中学校における部活動指導員の配置、地域移行を見据えた持続可能な部活動の検討 Ⓜ政策6 施策1

○キャリアステージに応じた育成・研修制度の整備、大学等と研修の共同研究・開発 Ⓜ政策6 施策1

○児童支援専任教諭配置に伴う後補充非常勤の常勤化

○個別支援学級や国際教室等の児童生徒数増加に伴う教職員配置の拡充 など

7 安全・安心でより良い教育環境

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について、築70年を超えた長寿命化・教育環境の改善への取組等・水泳授業の委託化の検討の観点から踏まえた見直しを行い、財政支出の平準化を図るとともに、方針の内容を踏まえ学校施設の計画的な建替えを進めます。学校施設の安全性・耐久性を確保し、良好な教育環境の維持を図るため、効果的な施設の保全に取り組みます。また、通学区域や学校規模の適正化を進めます。

<主な事業・取組>

○小中学校の整備や建替え、エレベーターの設置や空調設備更新、体育館への空調設備設置 Ⓜ政策6 施策3

○学校施設の計画的かつ効果的な保全、崖地の対策工事実施

Ⓜ政策6 施策3 Ⓜ政策34 施策4 Ⓜ政策38 施策2

○学校の統合・分離新設による学校規模の適正化 Ⓜ政策6 施策3 など

8 市民の豊かな学び

市民の生涯学習を推進するとともに、文化財の保存・活用、歴史文化の学びの充実を図ります。読書活動を総合的に推進するため、全市的な普及啓発イベント等の開催や図書館サービスの充実に取り組みます。子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるとともに、まちの魅力づくりにも貢献する図書館像を描いたビジョンを策定します。

<主な事業・取組>

○生涯学習を推進するコーディネーター人材の育成、学校開放 Ⓜ政策8 施策1

○「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた検討、市歴史博物館等の管理・運営 Ⓜ政策30 施策3

○「図書館ビジョン（仮称）」の策定、「第三次横浜市民読書活動推進計画」の策定に向けた検討、

第4次図書館情報システムの構築 Ⓜ政策6 施策4 など

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

市民の信頼に応える教育行政の推進


- 各学校の主体的な学校運営を踏まえながら、学校と教育委員会事務局が連携し、必要に応じた支援を積極的に実施
- 校長のマネジメントのもと、教職員や専門スタッフ、地域人材等が目標を共有し、チーム力を発揮して学校を運営
- 教育委員会事務局及び学校における適正な事務処理の徹底をはじめ、リスクマネジメント・内部統制の取組を推進
- 教育に関わる公務員であることを自覚し、学び続ける姿勢を持つとともに、児童生徒・保護者及び市民の目線に立ち、信頼に応える迅速・的確な行動を実践
- SDGsの達成・脱炭素化の実現に向けた学校経営や教育活動の推進
- 持続可能な市政運営を実現するため、施策・事務事業の「選択と集中」を実行し、「創造・転換」を理念とする歳出改革を推進

社会全体で進める教育

- 学校・教育委員会事務局と家庭や地域、関係区局や関係機関等との連携・協働を強化
- 横浜ならではの豊富な資源を生かした教育を推進し、スポーツ・文化芸術分野などを含め、地域社会やグローバル社会で活躍する人材を育むとともに、企業等と連携・協働して子どもたちの学びの機会を創出

働き方改革・人材育成の推進

- 教職員がしっかりと子どもたちと向き合うことのできる時間を持てるよう、学校と教育委員会事務局が両輪となり、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けた働き方改革を推進
- 「横浜DX戦略」のリーディングプロジェクトである教育DXによる構造の転換を進め、効果的・効率的な働き方を行うとともに、責任職のリーダーシップ、マネジメントにより、現在の仕事や働き方の見直しを図り、全ての教職員が働きやすい職場づくりを実現
- 子育てや介護等、様々な事情を抱える教職員や教育委員会事務局職員の家庭と仕事の両立を支援するとともに、男女共同参画の視点にたった人材育成を推進

21	横浜の歴史に関する 学習の場の充実		事業内容 横浜市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財の保護育成・普及のための取組を実施します。また、横浜市歴史博物館ほか4館の管理運営を行います。
	本年度	1,163,145千円	
	前年度	1,044,068千円	
	差引	119,077千円	
本年度の 財源内訳	国・県	9,309千円	1 文化財保護育成修理事業 37,839千円（26,134千円） 指定文化財の所有者が行う保護事業に対する補助の充実に図るとともに、指定等文化財の管理奨励金を交付します。 また、文化財を継承する団体及び天然記念物の育成事業、自然災害等により被害を受けた文化財への緊急対応を実施します。
	その他	5,310千円	
	市債	138,000千円	
	一般財源	1,010,526千円	
3 埋蔵文化財保護事業	14,100千円（13,818千円）	2 埋蔵文化財センター・史跡等管理事業【拡充】 87,364千円（83,178千円） 文化財の調査、整理、普及啓発や史跡の管理、及び歴史に関する展示等を行う施設の管理・運営を行います。 <u>港北ニュータウン開発に伴う発掘調査の報告書刊行に向けた出土品等整理を実施します。</u>	
埋蔵文化財保護のため、土木工事等に伴う試掘調査、個人住宅建築に伴う発掘調査等を行います。 また、令和3年度から令和4年度までに実施した小机城址の調査成果をまとめるため、出土品等整理を実施します。			
4 文化財調査啓発事業	1,833千円（1,667千円）		
市域の文化財の専門的・学術的調査を実施し、保護施策の基礎資料とします。 指定・登録文化財及び開発事業に伴う発掘調査の成果の説明板の設置・維持管理、文化財の一般公開等の普及啓発事業を実施します。			
5 博物館等指定管理施設事業	853,190千円（847,069千円）		
横浜に関係した歴史資料等の収集、保管、展示及び調査研究のために、横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜市三殿台考古館の管理運営を指定管理者制度により行います。			
6 文化財保存活用地域計画等策定事業	4,518千円（6,869千円）		
市域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画として、「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。令和5年度は、素案を作成し、市民意見募集を実施します。			
7 文化財保全整備事業【拡充】	146,631千円（47,725千円）		
所管する史跡・名勝の維持管理、保全整備として、敷地内の樹木剪定・伐採等を行います。また、崖地対策として、市指定名勝旧川合玉堂別邸庭園の崖地防災整備工事等を行います。			

横浜郵船ビルにおける横浜市指定有形文化財等指定申出書の 取下げについて

令和4年10月12日の横浜市文化財保護審議会に諮問し、答申を受けた指定有形文化財候補 横浜郵船ビル（建造物）1件について、指定同意書の提出がなされず文化財指定が保留となっていました。

本件について、令和5年5月26日付け、所有者である日本郵船株式会社から正式に指定申出取下届が提出されたため報告します。

1 対象となる指定文化財候補

「横浜郵船ビル」（所有者：日本郵船株式会社）

2 取下理由

「横浜市指定有形文化財等指定申出取下書」のとおり

3 参考資料

(1)横浜市指定有形文化財等指定申出書（日本郵船株式会社）

(2)横浜郵船ビル調書（令和4年10月12日横浜市文化財保護審議会資料（抜粋））

横浜市指定有形文化財等指定申出取下届

令和5年 5月 26日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所 東京都千代田区
丸の内二丁目3番2号

氏名 日本郵船株式会社
代表取締役社長 長澤 仁志

電話 03-3284-5151

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

令和4年9月29日に申し出ました横浜市指定有形文化財等指定について、取下げることを届出ます。

文化財の種類別	横浜市指定有形文化財 建造物
文化財の名称	横浜郵船ビル
文化財の員数	1棟
所有者の氏名及び住所	日本郵船株式会社 代表取締役社長 長澤 仁志 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
文化財の所在地(区域)	横浜市中区海岸通三丁目9番地1
取下の理由	別紙理由書のとおり
備考	

(A4)

理由書

横浜郵船ビルを含めた海岸通り地区一体の開発にあたり、横浜郵船ビルを地域の歴史を伝える重要な歴史的建造物として原位置で保全し、歴史的な建造物に関する様々な制度を活用することと、活用にあたってはその歴史性を活かしたニューツーリズムに係る取組として「ホテル」を導入することを、都市再生の貢献の一つとして、都市計画提案を令和4年1月4日に提出しました。この貢献は、横浜市から「創造都市横浜の更なる活性化を図るもの」として評価を受け、隣地地区において建物高さ及び容積率の緩和が令和4年7月1日に認められました。当該都市計画提案にあたっては、横浜郵船ビルを現在のまま保全していくことが維持費の関係で難しいことから、長い将来に渡って保全でき、かつ、市の進めるまちづくりに貢献することができる「ホテル」としての活用を決めた背景があります。

その後、当社と都市整備局で協議の上、下記の観点から「横浜市指定有形文化財」を目指すことを検討してきました。

- ・外観・内観ともに当時の意匠が残され、大事に利用されてきた歴史的価値が高い建物であることや、建物を残して保全活用することが都市計画提案として大きく評価され、高さ及び容積率の緩和を受けていることから、出来る限り長い将来に渡って、保全されることが担保できる制度に位置づけることを求められたこと。
- ・今回の活用計画にあたり、従来建物用途を変更することから建築基準法で定める防火避難規定などに新たに適合させる必要があり、保全にあたっては法的な不適合が生じると想定されたことから、建築基準法の適用を除外する必要があること。

しかし、計画の深度化に伴い、下記の観点が懸念されることとなりました。

- ・長い将来に渡って保全するためには事業として成立させる必要があり、そのためには、機能的・技術的に避けられない改変が生じてしまうこと。
- ・確認申請に向けた事前協議の中で、建築基準法に適合できる可能性が出てきたこと。

以上から、令和4年9月29日に提出した「横浜市指定有形文化財」の指定の申出を遺憾ながら取下げさせていただきます。

【検討の経緯】

令和4年1月4日 都市再生特別措置法に基づく都市計画の変更 提案

令和4年7月1日 都市計画の決定 告示

- 都市整備局都心再生課との協議の結果、横浜市指定有形文化財への指定を目指しつつ、保全と活用のバランスが取れた、事業が成立する一定の改修を検討するために、横浜郵船ビル保存活用検討委員会を設置することとした。

令和4年8月25日 第一回 横浜郵船ビル保存活用検討委員会 開催

- 北側低層部について、復元等どのような形で残すのか継承の仕方を検討するよう委員から意見があった。

令和4年9月29日 横浜市指定有形文化財等指定申出書 提出

令和4年10月24日 第二回 横浜郵船ビル保存活用検討委員会 開催

- 前回の意見を踏まえ、復元等を検討したが、今回の活用計画の事業性を成立させなければ保全もままならないため、一定の改修が必要であった。
- 予定している改修内容を踏まえると、今後予定している「現状変更の手続き」に対して、改修規模が大き過ぎることから懸念する意見が各委員よりあった。
- 一方検討を進める中で、予定している改修内容について建築基準法の適用除外を受ける必要がないことが判明したため、都市整備局と協議の上、横浜市指定有形文化財への指定申出の取下げについて検討を開始した。

令和5年3月27日 第三回 横浜郵船ビル保存活用検討委員会 開催

- 本委員会で横浜市指定有形文化財の指定の申出を取下げることが報告。

令和5年5月26日 横浜市指定有形文化財等指定申出 取下届 提出

第1号様式(第2条、第21条、第24条)

横浜市指定有形文化財等指定申出書

2022年 9月 29日

横浜市教育委員会 様

申出者 住所 東京都千代田区
丸の内二丁目3番2号

氏名 日本郵船株式会社
代表取締役社長 長澤 仁志

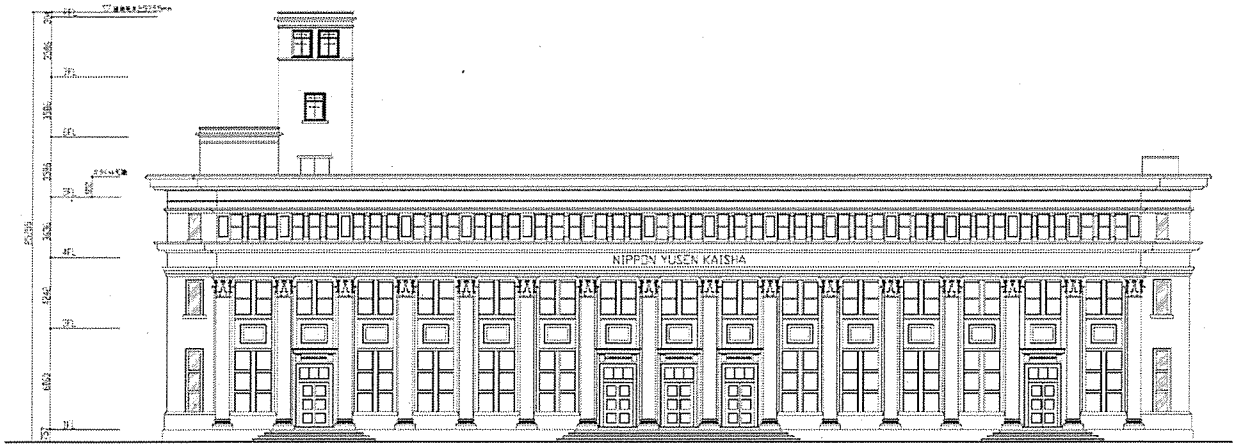
電話 03-3284-5151

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
横浜市文化財保護条例施行規則 の規定により指定について申し出ます。

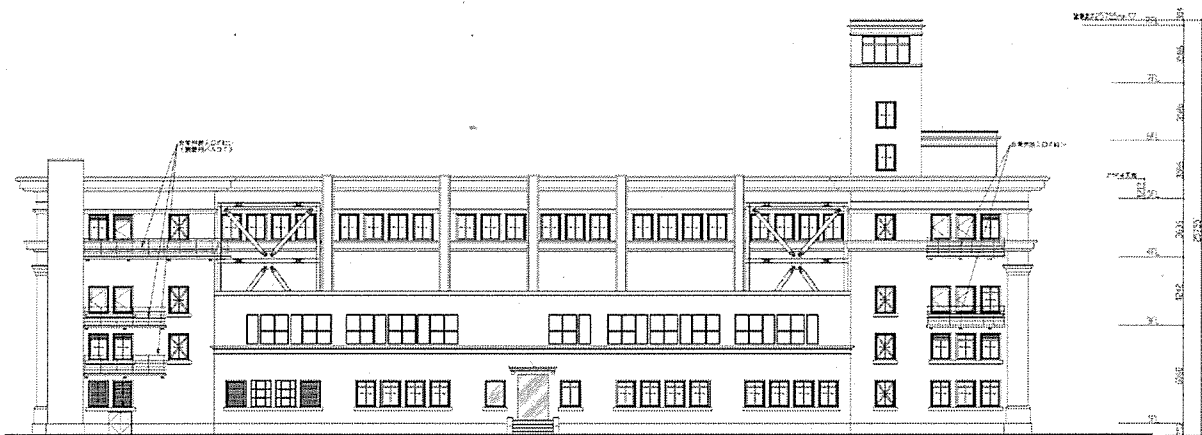
文化財の種類別	横浜市指定有形文化財 建造物	
文化財の名称	横浜郵船ビル	
文化財の員数	1棟	
文化財の所在地(区域)	横浜市中区海岸通三丁目9番地1	
所有者	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
	氏名(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	日本郵船株式会社 代表取締役社長 長澤 仁志
占有者	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	所有者と同じ
	氏名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	所有者と同じ
構造及び形式	鉄骨鉄筋コンクリート造	
申出の理由	意匠的または技術的に優秀であるため	
その他参考となるべき事項	<input type="checkbox"/> 最近の写真又は図画 <input type="checkbox"/> 文献 <input type="checkbox"/> その他	

(注意) 該当する□には、レ印を記入してください。

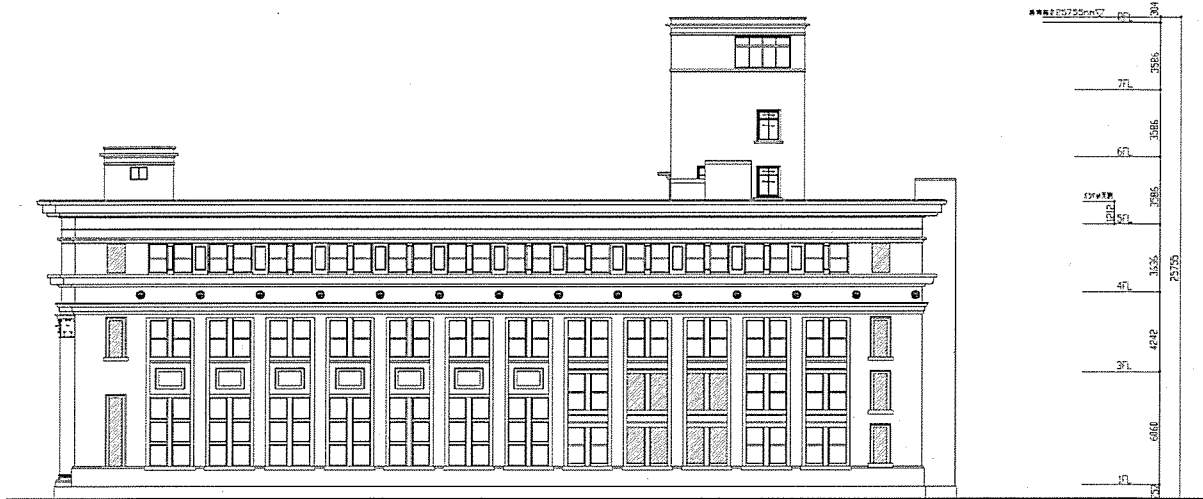
(A4)



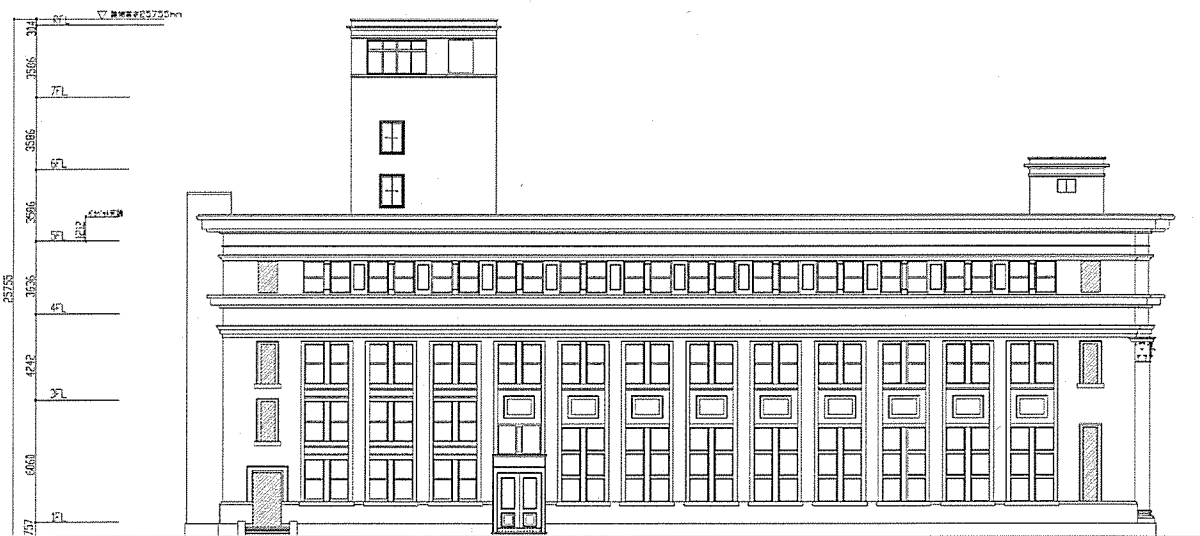
横浜郵船ビル立面図（南側）



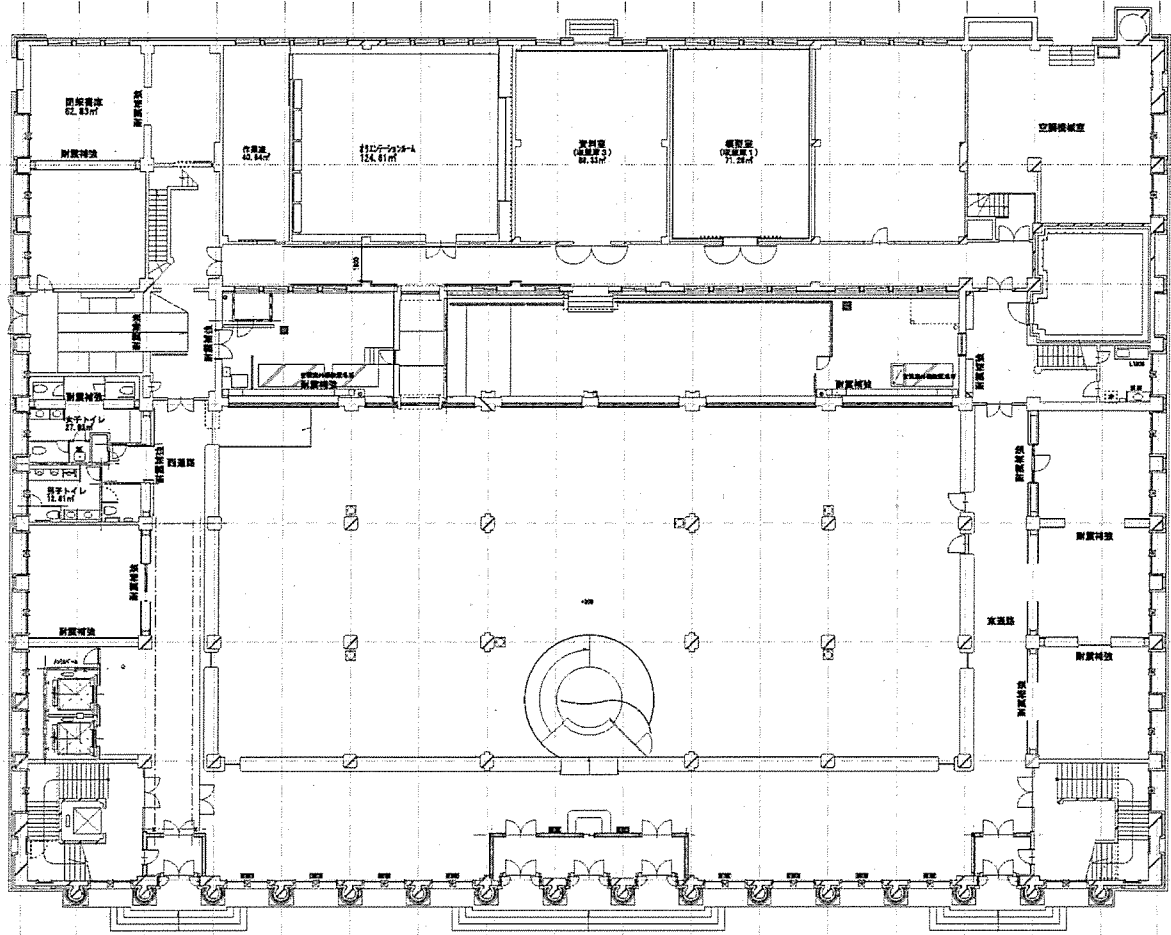
横浜郵船ビル立面図（北側）



横浜郵船ビル立面図（東側）



横浜郵船ビル立面図（西側）



横浜郵船ビル1階平面図

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名称	横浜郵船ビル
2 員数	1 棟
3 指定年月日	令和 4 年 月 日（予定）
4 所在の場所	横浜市中区海岸通 3 丁目 9 番地
5 所有者の氏名 又は名称及び住所	日本郵船株式会社 (東京都千代田区丸の内 2 - 3 - 2)
6 構造及び形式 並びに高さその 他大きさを示す 事項	鉄筋コンクリート造4階建て (塔屋 7 階建て、一部地下 1 階) 建築面積2443.95平方メートル 延床面積6778.36平方メートル
7 建築の年代又は 時代	昭和11（1936）年
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書その他 参考となるべき事項	指定調書のとおり
添付するもの	写真及び図面 ※参考資料1と重複部分は省略

横浜郵船ビルの竣工は昭和11（1936）年10月で、日本郵船横浜支店として建てられた。起工は前年の昭和10（1935）年7月で、71枚からなるその設計図「日本郵船株式会社横浜支店新築設計圖」（1935年5月）の複写図が残されている。日本郵船自体の設立は明治18（1885）年であるが、その前身会社たる郵便汽船三菱会社の創立はさらに明治8（1875）年にまで遡る。日本郵船設立後間もなくの明治21（1888）年に、ジョン・ダイアック設計による煉瓦造の横浜支店が建てられたが、これは関東大震災で倒壊。しばらく応急の施設でしのいだ後、日本郵船創立50周年記念の節目に満を持して建てられたのが現在の建物である。

戦後の昭和20（1945）年9月に米軍に接收され、主要部分は昭和29（1954）年7月に解除となったが、一部は昭和31（1956）年8月まで接收され続けたとされる。その長い接收期間を除けば、この建物は一貫して日本郵船横浜支店としてあり続けていたが、平成15（2003）年からは、その主要部分が日本郵船歴史博物館として使われており、それ以降、建物の名も横浜郵船ビルとして一般的に知られることとなった。日本郵船歴史博物館は平成5（1993）年に日本郵船歴史資料館として発足したもので、当初は隣接する倉庫に置かれていたが、設立10周年を機にこの横浜郵船ビルに陣取ることになり、同時に名称も改めたものである。

創建以降の増改築としては、昭和41（1966）年に北側（海岸側）に2階が増築され、平成8（1996）年に1回目の耐震補強工事が行われ、続く平成15（2003）年、日本郵船歴史博物館となる際に2度目の耐震補強工事を伴う改修工事が行われている。その改修工事も耐震補強の痕跡が容易には見えないように創建当初の意匠を尊重するように行われており、総じて保存維持状態はきわめてよい。

創建時の建物の設計は和田順頭建築事務所、施工は大林組であり、上記の増改築のうち、昭和41（1966）年の増築は設計施工とも大林組、平成8（1996）年と平成15（2003）年の耐震補強改修は郵船不動産株式会社一級建築士事務所の設計によるものであり、施工は同じく大林組。和田^{じゅんけん}順頭（1889-1977）は石川県金沢市の出身で、明治45（1912）年に東京美術学校図案科（その一部が後に建築科となる）を卒業、大正5（1916）年に東京に建築設計事務所を設け、その後およそ半世紀に及ぶ活発な設計活動を行っている。横浜郵船ビルは文字通り和田順頭建築事務所の代表作でもある。

横浜郵船ビルは、鉄筋コンクリート造4階建てで、一部に地下階を有し、7

階建ての塔屋を備える。プランは整然とした矩形で、その長手方向の1辺が海岸通りに面し、そこを主たるファサードとし、中央と左右の計3か所に玄関を設ける。そのスタイルは正統的な古典主義様式（クラシック）によるもので、左右対称の正面ファサードには16本のコリント式の大オーダーによる柱列（コロネード）が見られる。この大オーダーの円柱は四分の三柱であるが、独立柱のようにも見え、圧巻である。大オーダー柱は3階までで、その上の4階部分は屋階（アティック）の表現をとる。外壁仕上げは「正面及西側壁櫻山石貼 其他人造石小叩キ仕上ケ」（『建築知識』1936年11号）とされている。内部は、その主要部分を2階分吹き抜けの一室空間とし、当初はそこが営業室であったが、今日では日本郵船歴史博物館の展示室となっている。その内部意匠もまた古典主義様式で、林立する角柱の柱頭部や梁の下端部、および天井廻りに正統的なクラシックの装飾が見られる。

古典主義様式の建物は戦後には姿を消すから、横浜郵船ビルはその最後期のものである。横浜に現存する古典主義様式の建物でいえば、最初が横浜正金銀行本店（現・神奈川県立歴史博物館、国重要文化財）で、最後がこの建物ということになり、横浜郵船ビルは古典主義様式のトリを飾るにふさわしい大作である。それはまた、日本の中心的海運企業の横浜港に隣接する施設の遺構として産業史に占める位置も大きい。加えて、その建物の記念碑的なファサードは海岸通りのランドマークたり得ているのみならず、関内大通りの延長上の通りの正面に位置しており、この通りのヴィスタの印象的なアイストップともなっている。

参考文献

- 『日本郵船株式会社横浜支店新築設計圖』（1935年5月、和田順顕建築事務所）複写図
- 『建築知識』第2巻、第11号（1936年11月）
- 『工事画報 昭和十二年版』（株式会社大林組）
- 『神奈川県の近代化遺産——神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書』（平成24年3月、神奈川県教育委員会）
- 『近代遺跡調査報告書——商業・金融業』（令和2年3月、文化庁文化財第二課）
- 『日本郵船歴史博物館 常設展示解説書』（2005年、日本郵船）



国の制度及び予算に関する 提案・要望書（抜粋）



左上： GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）カウントダウンボード除幕式（令和5年3月19日）
 左下： ガーデンネックレス横浜 2023（令和5年3月25日～6月11日）
 右上： 「市長と語ろう！」開催（「旭北子育て広場 親子サロン メダカ」での意見交換）（令和4年7月25日）
 右下： 横浜港から出航する「飛鳥II」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

令和5年6月
横浜市



歴史的資源の活用促進によるにぎわい創出

国土交通省（観光庁）・文部科学省（文化庁）

- 1 歴史的建造物における宿泊機能導入に向けた規制緩和
- 2 文化財の保存活用に資する支援制度の創設

現状・課題

国

- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方創生の礎とするため「文化財の観光資源としての開花」や、観光産業を革新し、国際競争力を高めるため「民泊サービスへの対応」、「多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供」が施策に掲げられている。
- 住宅宿泊事業法が平成30年に施行され、懸念される治安、衛生、近隣トラブル等の課題に適切に対応しつつ、健全な民泊の普及に向けた環境が整備された。
- 文化財指定された古民家は、郷土資料館への転用が多く、「住宅」に該当せず、民泊の対象外。

横浜市

- 「横浜市中期計画 2022-2025」において、令和7年度の観光消費額 4,026 億円を政策指標として、観光・MICE の振興に取り組んでいる。令和5年4月に、まちづくりと連動したにぎわい創出に向け、スポーツや文化等の様々なイベント・施設等を有機的に連携させた**宿泊・市内回遊施策を戦略的に進める**ため、新たに、「**にぎわいスポーツ文化局**」を設置。
- **インバウンドにも訴求するコンテンツの磨き上げ**として、日本の伝統文化を体験できる古民家での**宿泊体験を検討中**。古民家への宿泊により、観光客が伝統文化に触れながら訪日旅行を満喫し、滞在時間を延長することで、観光消費額の拡大を目指している。
- 日本文化を感じられる古建築や日本庭園等では、**コロナによる来園者数減や原油価格・光熱水費の高騰等で、適切な維持管理・運営に支障をきたしている**。観光需要回復に向け、古建築や日本庭園等の魅力を国内外の観光客に訴求するためには、**魅力的な映像等による発信や、訪問したからこそ体験できるプログラムが重要**。

歴史的建造物における宿泊機能導入に向けた規制緩和が必要

- 郷土資料館に転用されている古民家の重要な観光資源としての価値や魅力を最大限に引き出すため、**歴史的建造物における宿泊機能の導入が必要**。

文化財の保存活用に資する支援制度の創設が必要

- 貴重な文化財やその周辺環境も含め、観光客の良好な受入環境を維持し、持続可能な状態にするためには、文化財そのものに対する支援に加え、庭園などにおける**管理事務所や展示施設等のインフラの維持管理費や、燃料費・光熱水費等のランニングコストに対する支援が必要**。
- **インバウンドの集客につなげるためには、これまででない魅せ方や効果的な発信が必要**。

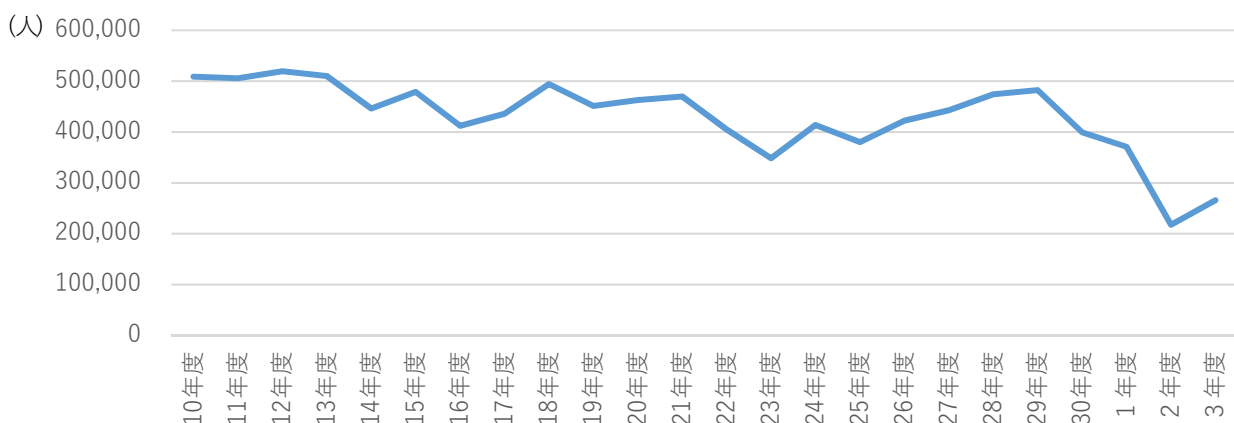
提案・要望内容

- 1 郷土資料館等に活用されている歴史的建造物を、民泊の対象に追加するため、住宅宿泊事業法施行規則第1条及び第2条を改正
- 2 文化財等の管理施設に対する維持管理費及び燃料費・光熱水費等のランニングコストに対する支援制度の創設並びに文化財における先端技術を活用したプロモーションにかかる支援制度の創設

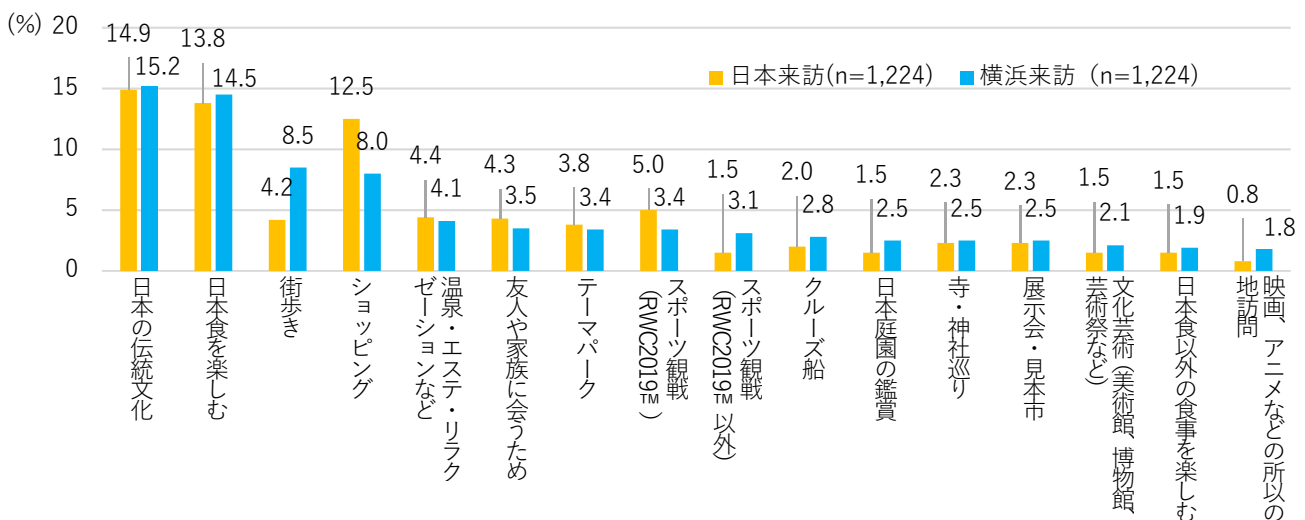
参考1 郷土資料館として活用されている古民家の例（国指定名勝三溪園内にある旧原家住宅）



参考2 国指定名勝三溪園における来園者数の推移



参考3 日本への来訪目的と横浜への来訪目的の比較（2019年1月～12月実施）





令和 5 年 6 月 22 日

観 光 庁

観光再始動事業 第 2 次公募の採択事業を決定いたしました（抜粋）

観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を図るため、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等が実施する、特別な体験コンテンツ・イベント等の創出等を支援する観光再始動事業を実施することとしています。

この度、有識者による審査を経て、令和 5 年 4 月 12 日付で行った第 2 次公募の採択事業が決定いたしましたので、お知らせいたします。

【1. 事業概要】

自然・文化・食・スポーツ等を十分に活用し、新規性が高く・特別な体験コンテンツ・イベント等で規模3,000名以上又は高付加価値化がなされたものについて、支援を行います。

【2. 採択案件】

246件（別紙参照）

【3. 今後の公募予定】

第 3 次公募の実施については予定しておりません。

【4. 情報発信】

特設ウェブサイト（<https://open-the-treasure-of-japan.jp>）等を活用して、本事業で創出された特別な体験コンテンツ・イベント等を強力的に発信していきます。

【報道発表に関するお問合せ先】

観光庁 国際観光部 国際観光課

担当：岡田（27425） 崎山（27428） 小西（27436） 中澤（27443） 滝沢（27423） 都筑（27407）

代表：03-5253-8111 メールアドレス：hqt-kankosaishido★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

申請主体名	事業タイトル
山形市	山寺「宝珠山立石寺」を起点に冬季の蔵王スキー場を訪れるインバウンド観光客の消費拡大と地域の魅力再発信事業
禅と茶の湯エクスペリエンス実行委員会	武家文化の「礼節と美意識」を感じる禅と茶の湯のエクスペリエンス
株式会社curioswitch	陽明文庫・虎山荘でのインバウンド向け体験コンテンツの開発・展開
本陣草津 インバウンド消費拡大 実行委員会	リッチインバウンドを対象とした 近江メモリアルツーリズム
金沢市	デジタルとローカルの融合でディープに楽しむ城下町・金沢観光
一般社団法人東京北区観光協会	日本の酒造技術発展のメッカ国重要文化財「旧国立醸造試験所第一工場」での「地元王子の酵母を使った日本酒体験」×「プレミアム発酵食体験」 ツーリズム
鎌倉 長谷寺	鎌倉 長谷寺における季節の花をテーマにした食と音楽の夜の祭典
川崎工場夜景クルーズ製作委員会（仮）	川崎工場夜景クルーズ（仮）
株式会社ネクストビジネスシステム 地域活性化事業推進部	人間国宝 佐渡無名異焼 作陶『五代 伊藤赤水』の世界観と佐渡伝統文化を体感する
公益財団法人新国立劇場運営財団	オペラ「こうもり」を聴きながら楽しむ日本の酒
奥出雲たたらブランド活用委員会	国選定保存技術「たたら吹き」活用事業
双日商業開発株式会社	明治貴族の歴史を辿る追体験と那須紅葉めぐりツアー
道後ナイトタイムエンターテイメント実行委員会(一般社団法人愛媛県観光物産協会(地域連携DMO)、株式会社JTB松山支店、道後温泉旅館協同組合 JTB旅ホ連愛媛支部の共催)	本物の伝統芸能を間近で体感!! 湯の町道後 浴衣でNIGHTタイムエンターテインメント堪能(能) 事業
THE LEGENDARY JAPAN HIROSHIMA プロジェクト協議会	“Deep宮島” 『世界遺産 宮島での特別な歴史・文化体験×日本屈指のトップシェフ料理体験』海外富裕層向け【THE LEGENDARY JAPAN】事業
株式会社JTB 岡山支店	日本の伝統芸能：能狂言を深く知る知的好奇心を満たす感動と岡山ならではの日本文化を体感する岡山城での夢のひとつ
一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー	日本遺産「葛城修験」はじまりの地を巡る 大阪泉州・和歌山市域の広域周遊型商品創出事業
兵庫県線香協同組合	香木伝来の地、淡路島 日本の香文化を体感するプレミアムプログラムの提供
一般社団法人みなかみ町観光協会	利根川源流から世界へつながる水の旅プロジェクト
株式会社プロジェクト茨城	ゴジラを軸としたロケ地の高付加価値化、観光活用等ロケツーリズム推進事業
株式会社JTB 横浜支店	「音」でつなげるYOKOHAMA ～「音」体験による新たな観光体験育成事業～
株式会社SKYTREK	プライベートジェットで熊野古道の本質を体感する三次元の旅
一般社団法人桜井市観光協会	史上初！国宝第一号「十一面観音菩薩」のある聖林寺 境内夜間貸切コンテンツを軸とした高付加価値ツアーを造成！ 酒の聖地「三輪」の地にある酒造り発祥の大神神社と今西酒造、国宝の本堂での修行体験と重要文化財に直接触れる体験の長谷寺、快慶作の国宝がある安徳寺跡。
横浜市	『国指定名勝「三溪園」の貸切、重要文化財・市指定有形文化財での宿泊体験』×『横浜大発展の礎「吉田新田等」の水辺空間を舞台にした「クルージング・イマージンシアター」で楽しむ歴史・文化体験』高付加価値化事業 ～横浜が誇る「和」、「自然」、「歴史・文化」の極上体験。クローズド・プレミア滞在企画
株式会社ぐるなび	迎賓館赤坂離宮における「和食」イベント実施事業